

歳末たすけあい募金

今年度、越谷市は、18,500,000円を目標に、募金活動を行います。

戸別募金

自治会のご協力を得て、1世帯200円を目安にご協力をお願いする募金です。

職域募金

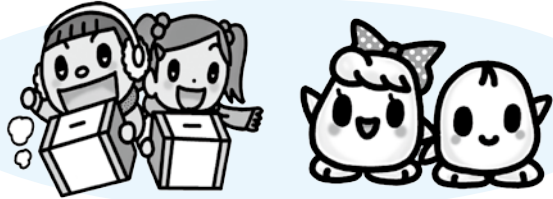
各種団体等の職員や従業員等にご協力をお願いする募金です。

街頭募金

駅頭でボーイスカウト、ガールスカウト、赤十字奉仕団などの皆様にご協力をいただき募金です。

法人募金・個人大口募金

事業主の方に募金のご協力をお願いする募金です。
* 共同募金の寄付金については、法人税法上一定の優遇措置がうけられます。



-歳末たすけあい運動-

「歳末たすけあい運動」は、12月1日～31日が重点期間となりますが、年内に援護・事業を行うため12月1日～19日を募集強化期間として募金のご協力をお願いしています。
歳末たすけあい募金は、各都道府県の共同募金会が主体となって行われています。

平成30年度は14,069,648円のご寄付をいただきました。

戸別募金	13,727,048 円
職域募金	117,591 円
街頭募金	135,009 円
法人募金・個人大口募金	90,000 円

埼玉県共同募金会越谷市支会
(越谷市社会福祉協議会内)
越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
(中央市民会館2階)
☎966-3411
FAX 966-7195



歳末たすけあい募金配分事業のご案内

この事業は、地域住民、ボランティアおよび民生委員・児童委員の方々の参加と協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう援助を行うものです。

問合せ 生活支援課 ☎(966)2251

歳末たすけあい援護金配分事業

次の対象世帯に、援護金をお配りします。

対 象

- 次の基準の全てに該当する世帯
①越谷市に住民登録していること。
②市・県民税非課税世帯(ただし、生活保護世帯を除く)
 - 歳末たすけあい検討委員会において、特に援助が必要と認められる世帯(事故・病気・失業などの具体的理由により、今年生活困窮となった世帯)
- *施設に入所中または入院している方は対象外です。
*生計を同じくする世帯(同居)は、住民票上別世帯となっている場合でも、同一世帯とみなします。

金 額

委員会で決定した額
(例)1人世帯の場合、20,000円～25,000円
*世帯人数によって金額が異なります。

申込み

申請用紙を担当の民生委員・児童委員または生活支援課窓口で受け取り、必要事項を記入の上、11月15日(金)までに担当の民生委員・児童委員に提出してください。
*課税調査のため、世帯全員(学生を除く)の委任状(注)の提出が必要です。
*(注)平成31年1月1日現在で越谷市に住民登録がない方については、その時点において住民登録があった市区町村で市県民税の非課税証明書を取得してください。委任状の提出は不要です。

配付方法

本人からの申請に基づいて該当者を決定し、12月中旬に担当の民生委員・児童委員がお届けします。

図書カード配付事業

次の対象世帯に、子育て支援、学習支援を図ることを目的として図書カードをお配りします。

対 象

歳末たすけあい援護金配分事業の該当世帯の内、未就学児、小学生、中学生、高校生

金 額

委員会で決定した額
・未就学児、小学生 ・ ・ 1人 5,000円分
・中学生 ・ ・ ・ ・ ・ 1人 7,000円分
・高校生 ・ ・ ・ ・ ・ 1人10,000円分

申込み・配付方法

歳末たすけあい援護金配分事業と同様とします。

民間社会福祉施設歳末特定事業援助事業

市内の民間社会福祉施設が行う地域住民との交流を図ることを目的とした歳末特定事業へ支援を行います。

対 象

- 市内の民間社会福祉施設が行う歳末特定事業。ただし、次の要件をすべて満たしていること。
- ・総事業費の10%以上を自己負担していること。
 - ・施設内で実施すること。
 - ・参加人数(利用者数+地域の方)が20人以上であること。
- *12月・1月に実施される事業
*利用者数については、実際の利用者数と施設定員のいずれか少ない方の数とします。

助成額

委員会で決定した額(1件あたり:5万円以内)とします。ただし、参加人数により助成額が異なります。

申込み

生活支援課窓口で申請書等を受け取り、11月18日(月)までに必要書類を提出してください。

小地域福祉活動歳末特定事業援助事業

【団体】

市内で地域密着型の活動を1年以上行っている団体が実施する地域住民との交流を目的とした歳末特定事業へ支援を行います。

対 象

- 次の要件をすべて満たしている団体
- ①事 業
自ら企画検討をして、楽しく、気軽に、無理なく参加できる内容であること。
 - ②参加者
ひとり暮らし高齢者、子育て中の親、障がい者など
 - ③会 場
利用者が歩いて集まれる場所(自治会館など)
 - ④活動頻度
最低月1回定期的に開催していること。
*12月・1月に実施される事業

助成額

委員会で決定した額(1件あたり:3万円以内)とします。ただし、参加人数により助成額が異なります。*新規申請団体は1万円以内。

申込み

生活支援課窓口で申請書等を受け取り、11月18日(月)までに必要書類を提出してください。

【ふれあいサロン】

現在、市内100ヵ所以上の会場で実施されている「ふれあいサロン事業」に対し、年末年始に行われるお楽しみ会等の事業費の助成を行います。

ひとり暮らし高齢者会食サービス援助事業

市内19会場で実施されている「ひとり暮らし高齢者会食サービス事業」に対して11月～1月の材料費の助成を行います。